

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		動物の多頭飼育者への措置命令
根拠条例・規則名		動物の愛護及び管理に関する法律
条 項		動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条第 3 項
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	以下の勧告を受けた者がその勧告にかかる措置を取らな かった場合において、特に必要があると認めるときは、そ の者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべ きことを命ずることができる。 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又 は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によ って周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省 令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を 生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去 するために必要な措置をとるべきことを勧告することが できる。
	設定等年月日	平成 18 年 6 月 1 日設定 令和 5 年 4 月 1 日最終改正
備 考		